

非常変災時等における生徒の登下校及び学習支援について

三重県立伊賀白鳳高等学校

I 生徒の登校前に対象となる警報等（Ⅳ－４参照）が発令されている場合

- 1 始業時刻 2 時間前までに警報が解除された場合は、平常通り授業を行うので、生徒は安全に登校する。
- 2 午前 11 時までに警報が解除された場合は、警報解除 2 時間後より授業を開始するので、生徒は安全かつ速やかに登校する。
学校は授業開始時間を Google classroom により連絡する。
なお、交通機関の故障、道路・架橋の破壊等で登校が危険な場合、生徒は自宅で待機し、登校できない理由を学校に連絡する。
- 3 午前 11 時を過ぎても警報が解除されない場合は、当日の授業を中止するので、生徒は自宅で待機する。

II 生徒の在校中に対象となる警報等が発令された場合

- 1 気象状況・予測、交通状況等により判断し、生徒が安全に帰宅できると認めた場合には、学校は当日の授業を中止し速やかに生徒を下校させる。
- 2 生徒の帰宅が困難と認めた場合には、当該生徒を危険がなくなるまで学校に残す。また、学校に残した生徒は、校内の最も安全な場所に集め、安全に帰宅できる状況になってから、または保護者の迎えが来た時に下校させる。
- 3 安全に帰宅したかどうかの安否確認のため、生徒は Google classroom の各 H R に帰宅報告を行う。

III 公共交通機関の不通等により、長期的（1 週間以上）に一部の生徒が登校できない場合

- 1 公共交通機関の不通や自宅等が災害にあい、長期的に登校ができなくなった場合、生徒は速やかにその理由を学校に連絡する。
- 2 学校は該当する生徒が在籍するクラスの授業を、Google classroom で直接配信または録画したものを配信する。
- 3 Google classroom での授業の配信が不適當な場合は、課題プリント等の配信・郵送等で学習支援をおこなう。

IV その他

- 1 対象となる警報等により臨時休業となった場合、当日は、授業日とならない。なお、警報等が解除され、解除後に生徒が登校してきた場合は、授業日とする。
- 2 公共交通機関の不通等により、一部の生徒が登校できない場合、該当生徒のみを忌引・出席停止等と同様の扱いとする。
- 3 臨時休業日及び自宅待機時に実施したオンライン学習支援は、当該授業の出席とはならない。
- 4 対象となる警報等は「特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」「東海地震注意情報」「東海地震予知情報（警戒宣言）」となる。
- 5 対象となる警報等が発令される地域は、本校所在地、および生徒の居住地、通学する地域とする。

【参考】本校所在地への警報等は「三重県全域」「北中部」「伊賀地方」のいずれかの表現になる。